

第126回丹波篠山市議会9月2日会議

議会提出議案



令和7年9月2日

丹波篠山市

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第8号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和7年8月2日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第9号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和7年8月19日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第10号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第4号）

理 由 有害鳥獣捕獲活動中の事故の和解に伴う損害賠償金の計上

令和7年8月2日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第11号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第5号）

理 由 有害鳥獣捕獲活動中の事故の和解に伴う損害賠償金の計上

令和7年8月19日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第51号

丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例及び丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例（平成11年篠山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のとおり改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年篠山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「次条において」を「以下」に改める。

第17条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の4 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第52号

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例（平成
15年篠山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波篠山市道の駅こんだぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 住民の健康福祉の増進とともに、道路を利用する者への良好な休憩の場の提供、観光情報及び地域情報の発信、地域特産品の販売等を通して、地域交流の促進及び農林業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、丹波篠山市道の駅こんだぬくもりの郷（以下「道の駅」という。）を設置する。

第2条中「ぬくもりの郷の施設」を「道の駅」に改め、同条の表中

「

薬師温泉館
食材供給館
農産物加工館

」

を

「

道の駅こんだぬく もりの郷

」

に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第2条の2 道の駅には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 薬師温泉館
- (2) 食材供給館
- (3) 農産物加工館
- (4) 前3号に付随するトイレその他の施設

- (5) 駐車場
- (6) その他附帯施設

第3条中「ぬくもりの郷」を「道の駅」に改め、同条中第7号を第10号とし、第1号から第6号を3号ずつ繰り下げ、第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事。
- (2) 観光及び地域情報の発信に関する事。
- (3) 地域交流及び地域の振興に関する事。

第4条から第6条まで、第7条第3号、第4号及び第7号、第8条第1項、第9条第1項、第11条並びに第12条中「ぬくもりの郷」を「道の駅」に改める。

別表中「ぬくもりの郷」を「道の駅」に改め、同表薬師温泉館の部中「800円」を「1,000円」に、「400円」を「500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定（「ぬくもりの郷」を「道の駅」に改める部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、丹波篠山市こんだ薬師温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の第4条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第53号

丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント排水施設条例(平成11年篠山市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配水管」を「排水管」に改める。

第7条中「施工」を「施行」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)が認めた者に排水設備工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(丹波篠山市下水道条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市下水道条例(平成11年篠山市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「施工」を「施行」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)が指定したものが排水設備工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第4条第3項、第11条第2項及び第21条第1項中「施工」を「施行」に改める。

第28条第4号中「前条」を「第26条」に改める。

(丹波篠山市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市水道事業給水条例(平成11年篠山市条例第203号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水設備工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第54号

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表選挙管理委員会の項中

「
| 委員 | " 96,000円 |
」

を

「
| 委員 | " 96,000円 |
| 補充員 | 日額 4,000円 |
」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 55 号

丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 15 年篠山市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

(丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成 22 年篠山市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の丹波篠山市議会議員及び丹波篠山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の丹波篠山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明